

平成23年11月定例会

議案説明資料

企画部

平成23年11月定例会議案説明資料目次

企 画 部

【予算関係以外】

(議 案)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第10号	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について	自治振興課	1
第14号	関西広域連合規約の変更に関する協議について	企 画 課	5

(報 告)

報告番号	件 名	課 名 等	頁
第3号	長期継続契約の締結状況について	統 計 課	6

条 例 名 等	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について																													
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>(1) インターネットを利用した政治団体の収支報告書の公表を開始することに伴い、情報公開における実費の徴収額を勘案し、少額領収書等の写しの開示及び収支報告閲覧対象文書の写しの交付に係る手数料の額を見直す。</p> <p>(2) 少額領収書等の写しの開示及び収支報告閲覧対象文書の写しの交付方法のうち利用の廃れているものを廃止することに伴い、廃止する交付方法に係る手数料を廃止する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) FDによる少額領収書等の写しの開示及び収支報告閲覧対象文書の写しの交付に係る手数料を廃止する。 (現行 FD 1枚につき30円に文書1枚ごとに10円を加えた額)</p> <p>(2) 少額領収書等の写しの開示及び収支報告閲覧対象文書の写しの交付に係る手数料の額を次のとおり改める。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">事務の区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">少額領収書の写しの開示</td> <td style="text-align: center;">開示の請求に係る手数料</td> <td style="text-align: center;">300円</td> <td style="text-align: center;">徴収しない。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">開示の実施に係る手数料</td> <td style="text-align: center;">少額領収書等の写し100枚までごとに100円</td> <td style="text-align: center;">徴収しない。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">CDに複写したものの交付</td> <td style="text-align: center;">CD 1枚につき50円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</td> <td style="text-align: center;">CD 1枚につき30円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">DVDに複写したものの交付</td> <td style="text-align: center;">DVD 1枚につき90円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</td> <td style="text-align: center;">DVD 1枚につき50円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収支報告閲覧対象文書の写しの交付</td> <td style="text-align: center;">CDに複写したものの交付</td> <td style="text-align: center;">CD 1枚につき50円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額</td> <td style="text-align: center;">CD 1枚につき30円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">DVDに複写したものの交付</td> <td style="text-align: center;">DVD 1枚につき90円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額</td> <td style="text-align: center;">DVD 1枚につき50円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*少額領収書等の写しの開示は、政治資金規正法第19条の16の規定に基づき国会議員関係政治団体についてのみ行われるものです。</p> <p>(3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(4) 施行期日は、平成24年4月1日とする。</p>			事務の区分		金額		現行	改正後	少額領収書の写しの開示	開示の請求に係る手数料	300円	徴収しない。	開示の実施に係る手数料	少額領収書等の写し100枚までごとに100円	徴収しない。	CDに複写したものの交付	CD 1枚につき50円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額	CD 1枚につき30円	DVDに複写したものの交付	DVD 1枚につき90円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額	DVD 1枚につき50円	収支報告閲覧対象文書の写しの交付	CDに複写したものの交付	CD 1枚につき50円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額	CD 1枚につき30円		DVDに複写したものの交付	DVD 1枚につき90円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額	DVD 1枚につき50円
事務の区分		金額																												
		現行	改正後																											
少額領収書の写しの開示	開示の請求に係る手数料	300円	徴収しない。																											
	開示の実施に係る手数料	少額領収書等の写し100枚までごとに100円	徴収しない。																											
	CDに複写したものの交付	CD 1枚につき50円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額	CD 1枚につき30円																											
	DVDに複写したものの交付	DVD 1枚につき90円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額	DVD 1枚につき50円																											
収支報告閲覧対象文書の写しの交付	CDに複写したものの交付	CD 1枚につき50円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額	CD 1枚につき30円																											
	DVDに複写したものの交付	DVD 1枚につき90円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額	DVD 1枚につき50円																											

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等（以下「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに削除号等を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(326) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(326) 略</p> <p><u>(327) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項又は第15項の規定に基づく少額領収書等の写しの開示</u></p> <p><u>ア 開示請求に係る手数料 当該開示請求に係る一の国会議員関係政治団体（政治資金規正法第19条の7第1項に規定する国会議員関係政治団体をいう。以下同じ。）の少額領収書等の写しにつき300円</u></p> <p><u>イ 開示の実施に係る手数料 開示を受ける一の国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しにつき、次に掲げる開示の実施の方法の区分に応じ、それぞれに定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号において「基本額」という。）。ただし、基本額（政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第11条第3項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同令第11条第3項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。</u></p> <p><u>(ア) 閲覧 少額領収書等の写し100枚までご</u></p>

とにつき100円

(イ) 少額領収書等の写しを複写機により日本工業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの(白黒で複写したものに限る。)の交付
交付する用紙1枚につき10円

(ウ) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付
フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき30円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額

(エ) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付
光ディスク1枚につき50円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額

(オ) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付
光ディスク1枚につき90円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額

(327) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第15項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付
次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 少額領収書等の写しを複写機により日本工業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの(白黒で複写したものに限る。)の交付
用紙1枚につき10円

イ 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの

に限る。)に複写したものの交付 光ディスク
1枚につき30円

ウ 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取
ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業
規格X6241に適合する直径120ミリメートルの
光ディスクの再生装置で再生することが可能な
ものに限る。）に複写したものの交付 光ディ
スク1枚につき50円

(328) 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に
基づく収支報告閲覧対象文書（同法第12条第1項
若しくは第17条第1項の規定による報告書、同法
第14条第1項（同法第17条第4項において準用す
る場合を含む。）の規定による書面又は同法第19
条の14の規定による政治資金監査報告書をいう。
以下同じ。）の写しの交付 次に掲げる写しの交
付の方法の区分に応じ、それぞれに定める額
ア 略

イ 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み
取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工
業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミ
リメートルの光ディスクの再生装置で再生する
ことが可能なものに限る。）に複写したものの
交付 光ディスク1枚につき30円

ウ 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み
取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工
業規格X6241に適合する直径120ミリメートル
の光ディスクの再生装置で再生することが可能
なものに限る。）に複写したものの交付 光デ
ィスク1枚につき50円

2 略

(328) 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に
基づく収支報告閲覧対象文書（同法第12条第1項
若しくは第17条第1項の規定による報告書、同法
第14条第1項（同法第17条第4項において準用す
る場合を含む。）の規定による書面又は同法第19
条の14の規定による政治資金監査報告書をいう。
以下同じ。）の写しの交付 次に掲げる写しの交
付の方法の区分に応じ、それぞれに定める額
ア 略

イ 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み
取ってできた電磁的記録をフレキシブルディス
クカートリッジに複写したものの交付 フレキ
シブルディスクカートリッジ1枚につき30円に
収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた
額

ウ 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み
取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工
業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミ
リメートルの光ディスクの再生装置で再生する
ことが可能なものに限る。）に複写したものの
交付 光ディスク1枚につき50円に収支報告閱
覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額

エ 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み
取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工
業規格X6241に適合する直径120ミリメートル
の光ディスクの再生装置で再生することが可能
なものに限る。）に複写したものの交付 光デ
ィスク1枚につき90円に収支報告閲覧対象文書
1枚ごとに10円を加えた額

2 略

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第123号及び第125号の改正規定は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	関西広域連合規約の変更に関する協議について														
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>「国際競争力の強化」、「関西ブランド」の確立等による地域経済の活性化を目指し、関西経済全体の底上げを図る観点から、関西広域連合の広域産業振興分野に新たに参加する等のため、関西広域連合規約の一部を改正することに関し関係府県と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>①規約改正の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鳥取県 : 広域産業振興分野 への追加参加 ○徳島県 : 資格試験・免許等分野 への追加参加 ○企画調整のための経費の区分の明確化 <p>②規約改正の内容</p> <p><参加分野の追加> ※ゴシック体が今回追加参加</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">広域防災</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県</td> </tr> <tr> <td>広域観光・文化振興</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県</td> </tr> <tr> <td>広域産業振興</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県</td> </tr> <tr> <td>広域医療</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県</td> </tr> <tr> <td>広域環境保全</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県</td> </tr> <tr> <td>広域職員研修</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県</td> </tr> <tr> <td>資格試験・免許等</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県</td> </tr> </table> <p><経費の区分の明確化></p> <p>広域的な課題に対する企画調整に関する事務に係る経費について</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在 : 総務経費として区分(総務費の減額特例措置(1/2)の対象) 変更 : 企画調整費として区分(負担割合は基本的に均等割) <p><規約改正の施行期日></p> <p>平成24年4月1日</p>	広域防災	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県	広域観光・文化振興	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	広域産業振興	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、 鳥取県 、徳島県	広域医療	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	広域環境保全	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県	広域職員研修	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県	資格試験・免許等	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、 徳島県
広域防災	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県														
広域観光・文化振興	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県														
広域産業振興	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、 鳥取県 、徳島県														
広域医療	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県														
広域環境保全	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県														
広域職員研修	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県														
資格試験・免許等	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、 徳島県														

(新規契約)

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	企画部統計課	物品 保守	ノートパソコン プリンター	1式	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	181,440	平成23年10月1日 ～平成27年9月30日	鳥取県企画部統計 課